

土砂災害特別警戒区域内における建築物の構造方法にご注意ください！

土砂災害から住民の皆さんの生命を守るため、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づく土砂災害特別警戒区域の指定が進められています。

平成 28 年 3 月 31 日現在、県内の全市町村で 21,332 箇所が指定されています。

土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物を建築するときは、建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定により、外壁及び構造耐力上主要な部分を国土交通大臣が定めた構造方法としなければならないとされています。

設計を行う際は、建設事務所又は市町村において縦覧に供している特別警戒区域指定図書と照合を行うなど、設計する建築物の土地の法規制等に関する調査を適切に実施してください。

また、土砂災害防止法第 25 条の規定により、都市計画区域外にある特別警戒区域内において、居室を有する建築物を建築するときは、建築基準法の規定に基づく建築確認申請が必要となりますので、併せてご注意ください。

【参考】土砂災害特別警戒区域における建築物の構造制限等

□ 建築物の構造規制

居室を有する建築物(例:住宅、工場、事務所等)を建築する場合は、土石の移動や土石の堆積によって建築物に作用する力に対し、建築物が破壊しないような構造にしなければなりません。

構造基準：建築基準法施行令第 80 条の 3 及び国土交通省告示第 383 号 等

土石の移動や土石の堆積によって作用する力の大きさは、それぞれの場所で異なるため構造方法は個別に検討する必要があります。(構造規定(仕様規定)のイメージは下図参照)

✓ 建築確認申請

居室を有する建築物を建築等する場合は、都市計画区域外の建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物であっても、建築工事に着工する前に建築確認申請を提出し、建築確認を受ける必要があります。(土砂災害防止法第 24 条)

✓ 土砂災害警戒区域等の位置

土砂災害警戒区域等の区域は、市町村及び各建設事務所(維持管理課管理係)に備え付けの指定区域図によりご確認ください。

【 構造方法(仕様規定)のイメージ 】

土砂災害特別警戒区域内における建築物の外壁等の構造並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件(平成13年3月30日国土交通省告示第383号)

構造方法(仕様規定)のイメージ図

